

令和2年7月24日

経済産業大臣  
梶山弘志殿

SHOSAKU 事務所代表  
1級FP技能士 花房尚作  
E-mail : info@sho39.com

## 給付金事務事業における サポート業務の請負契約についての要望書

標記の件につきまして、現実的な対処をしていただきたく、下記のとおり、お願い申し上げます。

### 記

突然のお手紙で失礼いたします。私は鹿児島県と宮崎県を中心にFP相談やセミナー講演、執筆などの業務を請け負っております。主に低所得者の方々が豊かな生活を送れるような支援を行っており、可能な限りボランティアで様々な相談をお受けしております。

この度、新型コロナウイルスの影響で、予定していたセミナー及び講演が軒並み中止になりました。緊急事態宣言で対面にて行っていた相談業務も休止中です。

そのため、5月末から中小企業庁をはじめ、持続化給付金事業や家賃支援給付金事業を行っている企業に対して、「よろしければ給付金事務事業におけるサポート業務の仕事をまわしてもらえないでしょうか」といった申し出を行ってきました。「東京都の者がサポート事業業務を行うのではなくて、現地に住んでいる者に仕事を分けてもらえないか」と考えた次第です。しかしながら何の連絡も頂けず、現在に至っております。

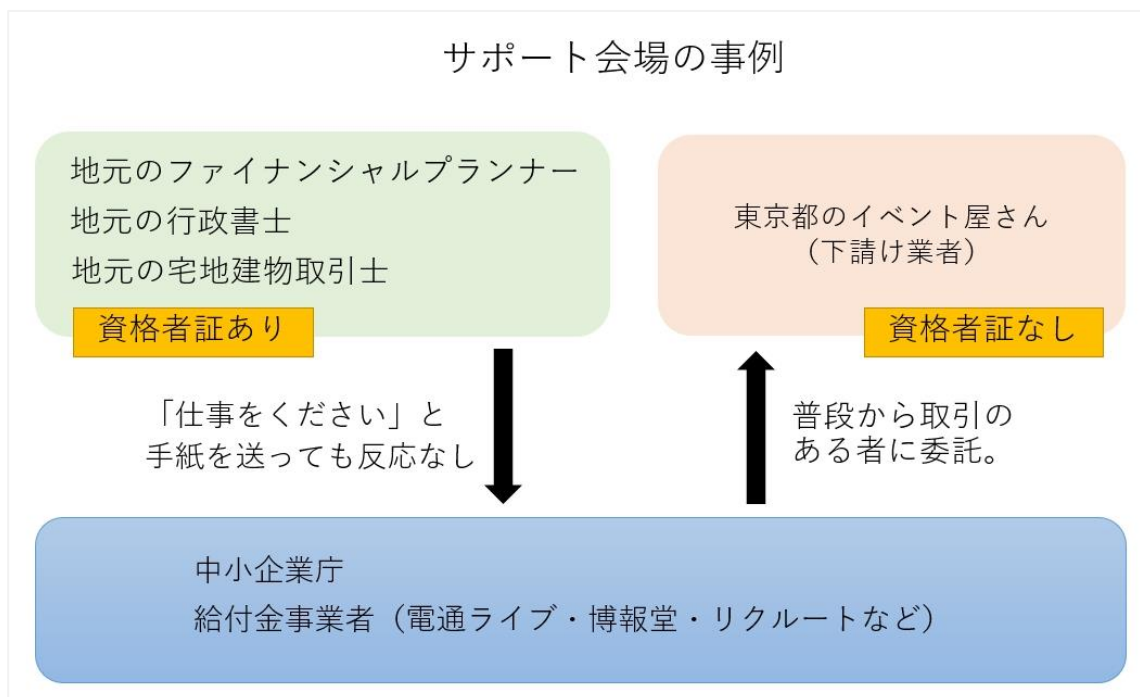
私の知人は地元で行政書士事務所を営んでおりますが、やはり新型コロナウイルスの影響で仕事が減っております。その知人曰く「どうして地元に住んでいて資格がある者に声がかからず、よそに住んでいる無資格者に声がかかるのか」と憤っている次第です。

私としましても、東京都のイベント会社や派遣会社が、資格もないのに給付金業務を

独占している様は奇妙な気がしてなりません。たとえば私にサポート事業業務をやらせて頂けると以下の利点があります。

- ① 1級FP技能士の資格があり、給付金事務事業の仕組みをよく理解している。
- ② 宅地建物取引士、管理業務主任者、マンション管理士の資格があり、不動産業及び区分所有法に精通している。
- ③ 新型コロナウイルスの影響を受けている者に直接仕事を与えられる。
- ④ ネット環境に不慣れな過疎地域の現状をよく理解している。
- ⑤ 地方の者にサポート業務を委託することで地方活性化につながる。

しかし、現実にはこのような利点を無視してサポート業務は行われています。



今からでも結構です。現地に住んでいる資格を持つ者に少しでも仕事を分けてくださるよう、お願い申し上げます。

以上